

寒川町告示第12号

寒川町下水道条例（昭和58年寒川町条例第12号）第6条の7第2項第4号の規定により、次のとおり指定工事店に係る届出を受けたので告示する。

平成28年2月8日

寒川町長 木村俊雄

指定番号	営業所の所在地	商号又は名称	代表者氏名
第292号	横浜市港南区日野中央3-1-1	株式会社 エース産業	関 俊和

届出年月日 平成28年2月3日

異動事由 営業所移転

新	〒234-0053 横浜市港南区日野中央3-1-1
旧	〒233-0003 横浜市港南区港南3-5-21